

平成30年2月8日

台風・強風・大雪等の対応について（訂正版）

石川県立小松明峰高等学校長

本校における、警報発令時等の登校については今後、以下のとおりとします。

- 1 小松市又は生徒居住地について、暴風警報や暴風雪警報、大雪警報、大雨洪水警報（以下、暴風・暴風雪・大雪・大雨特別警報を含む）が午前6時の段階で発令されているとき。

生徒の安全確保のため、自宅待機とします。

- 2 小松市及び生徒居住地のいずれにも暴風警報や暴風雪警報、大雪警報、大雨洪水警報は発令されていないが、JR北陸線等が悪天候のため運転を見合わせているとき

普段からJR北陸線等の交通手段を利用している該当生徒は自宅待機としますが、学校自体は休校とはしません。

- 3 暴風警報や暴風雪警報、大雪警報、大雨洪水警報以外の警報や注意報が発令されても原則として休校の措置はとりませんが、通学に支障がある場合は学校に電話連絡をしてください。

- 4 登校前に自然災害が起こった、又は、Jアラートを受信し、緊急事態だと考えられる場合は、安全な場所にすぐさま移動し、情報収集に努めて下さい。登校する必要はありません。

- 5 上記のような学校の個別の対応はその都度、本校 Web ページに掲載したり、一斉メール配信で情報提供したりしますので確認をお願いします。また、学校から上記以外の指示があった場合は、その内容に従って下さい。

※この対応は平成30年3月1日より実施します。